なんぶ

Nanbu
Newsletter

2009年3月13発行　発行人・編集　東京南部法律事務所
東京南部法律事務所「なんぶ」
2009 March　春号

40周年特集

ドキュメント「裁判と人権」
～労働者・市民とともに～

出版のご案内

「創立40年出版記念の集い」のご挨拶

チームワークでプロフェッショナル目指して

「事務局のしごと」

事務所のあゆみ・年表

弁護士のひとりごと

photo:

東京南部法律事務所
「創立40年出版記念の集い」のご挨拶

さて、ご承知のことかとも思いますが、私どもも東京南部法律事務所は昨年創立40年を迎えております。

当事務所は、1968年（昭和43年）4月、代々木法律事務所、東京法律事務所（いずれも現在）と第一法律事務所のご協力により、弁護士4名、事務局2名で出発しました。

これまで、五反田法律事務所をはじめ全国各地に20名程の所員弁護士を送り出し、現在は18名の弁護士とそれを支える事務局員が在籍しております。当事務所はJR蒲田駅東口の旧産業会館前から、曲折を経て10年程前からは、区役所やアロマ街アプリコホールなどで劇的に変貌した駅東口のロータリー前の現事務所となっております。

この40年間のわが国を取り巻く状況は、世界経済の激しい変動に揉まれながら、激動の70年安保前後、ジャパンアズNo1などともて囃されたのも束の間の、バブル崩壊後の失われた10年がありました。そして現在、小泉構造改革以降の雇用崩壊と深刻な不況のもとにあり、世界有数と言われる地元大田区の中小地場産業も、苦闘を余儀なくされているようであります。

開設以来のこうした日々、私どもは地域のみなさまの身近な法律事務所として諸業務に取り組むとともに、みなさまのご支援を得ながら、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現をめざす諸活動にも微力を尽くしてまいりましたが、何ほどのことをなし得たか、忸怩たる思いでもあります。

ともあれ、「変」ともチェンジとも言われる大変動期の今日、引き続き新しい時代に向かって、この城南大田区をはじめとする多くのみなさまとご一緒に、平和憲法を守り発展させ、人々が幸せを得られる社会を目指し、歩みを続けることができますことは、まことに幸せなことであります。

この40年という節目の折、こうした私どもの活動の一端が『ドキュメント「裁判と人権」～労働者・市民とともに～』として一冊の本にまとまり、この3月に日本評論社から出版の運びとなりました。

私どもは苦境にあられる方々に自分たちなりにも思いを致し、いわゆる周年祝賀行事のようなものは取り止めの積もりでおりましたが、この度、京浜蒲田の大田区産業プラザPIOに於いて、これまでお力添えをいただいたみなさまに感謝の気持ちを込めて、創立40年をかねた出版記念のささやかな集いを行わせていただくことと致しました。

今日まで当事務所をご利用ご支援いただきました多くのみなさま、そして年度末のご多用の折にも係わらず集いにご来臨の団体関係のみなさまに心から感謝致しますとともに、みなさまのご健勝とご多幸を心より祈念し、併せて、引き続きのご指導・ご鞭撻をお願い申し上げ、当事務所創立40年出版記念にあたってのご挨拶とさせていただきます。

2009年3月

東京南部法律事務所所員一同

一日一日を大切に

大森 夏織（おおもり かおり）

東京弁護士会
1992年弁護士登録（44期）

17年間も「弁護士」という仕事をしてきた、ということに我ながらびっくりですが、最近つらつら思うのは、自身の人間性が大事、毎日毎日のひとときひとときが大切、ということです。

怒濤のように目の前になだれ込んでくるあれこれの仕事ひとつひとつの精度をどれほど高めているか、誰かの気持ちを踏みにじってはいないか、何かをないがしろにしていないか、親切な心持ちでいられるか、ということ。

理想とする弁護士は「心のあたたかい、働き者」です。

しかし、自分がそうかと言われれば、いわゆる真逆、優しさに欠け、キャパが小さい上に怠け者。という、生来的な欠点を抱えています。

これをいかに克服していくか、少なからずよれよれとくたびれてきた自分との日々の闘いが、さらに続くことになりましょう。

皆様に支えられて

小貫 陽介（おぬき ようすけ）

第二東京弁護士会
2007年弁護士登録（60期）

2007年に入所いたしまして、40周年という節目の年に立ち会うことができました。

設立から40年。事務所移転や所員の入退所等の度に、様々な困難（災難？）があったと聞き及んでおりますが、地域の皆様そして、ご依頼者の皆様に支えられて参りました。

私自身、様々な案件を受任させていただくなかで、以前のご依頼者からの紹介でいらした方、また、数年前のご依頼者が再びご依頼に来てくださることもしばしばあり、都度、当事務所が地域の皆様そして、ご依頼者の皆様に支えられてきた40年であったのだと実感しております。

皆様の信頼を損なうことのないよう、また、より厚い信頼を皆様から得られるよう日々精進していくとともに、新しい風を事務所内に通す役割を果たしたいと思っております。

今後は霊感商法等の消費者事件、過労死等の労災事件、そして非正規労働を含む労働事件等に力を入れて取り組む所存です。

当事務所共々今後とも宜しくお願い申し上げます。

まだ「若い」気分

海部 幸造（かいふ こうぞう）

東京弁護士会
1982年弁護士登録
（34期）

弁護士になり南部事務所に入ってから既に四半世紀を超えた。結構な年数である。当然のことながら確実に歳を取り、頭髪も白くなってきた。しかし、気分だけは、どうも「若い」気分がいつまでたっても抜けきらない。困ったものである。

外の同じくらいの規模の地域事務所では、私の年齢やキャリアだともう、上から2～3番目位という人も多いのだが、南部事務所では、私はキャリアでは18人中の8番目と未だ「真ん中」ということも影響しているのかも知れない。弁護士という、自分なりに仕事を差配し人様と関わることを生業とする仕事の故かもしれない。長年「青年法律家協会」などという団体に関わってきたからなのかも知れない。また、現在事務局長を務めている日本民主法律家協会の会合などでは、そうそうたる大家・長老の法律家諸先輩の中で、私などは本当に「若手」なのである。

キャリア相応の自覚は持たなければならないが、しかし、出来れば、気持ちの上では、何時までも「若く」ありたい。私達が暮らしているこの時代のこの社会に自分なりに関わり、様々な事実や人々と接して、そうした事実や人々から学ぶ姿勢を失うことなく、ささやかであっても自分なりに働きかけることが出来れば嬉しいことである。そんな志だけは失わないようにしたいと思っている。

40周年を迎えて

清見（きよみ） 栄（さかえ）

東京弁護士会
1976年弁護士登録（28期）

私がこの法律事務所に入所したのは昭和51年で、その翌々年には事務所の十周年の記念のイベントがありました。それから30年以上在籍することとなりました。この30年を振り返ると、記念誌に載っている以外にも強く記憶に残っている事件がたくさんあります。いずれも労働事件です。最初に担当した差別事件の桂川製螺事件では、難しい差別をどう立証するか苦労をしました。ビラまき解雇の八重洲無線事件ではビラに記載した事実をどう立証するか工夫をし、証拠保全で会社に乗り込んだ経験もしました。対立した組合による誹謗中傷に対して損害賠償を請求した東京計器事件では、労働組合同士の鋭い対立を経験しました。大量観察による差別立証の方法について工夫をしたのも同じ組合の差別事件でした。去年から今年に掛けての急速な不況の中で、労働者や社会的弱者の権利が無視されようとしています。30年の経験を生かし、さらに磨きをかけて頑張っていきたいと考えています。

往時断片 | 坂井（さかい） 興一（こういち）

東京弁護士会
1969年弁護士登録（21期）

'68（S43）年暮れ、その春開設の南品川以南も蒲田の地も初めてで、駅から八部（事）の面接を受ける。線ビル（郵便局角）迄の道が暗く寂しかった。それでも縁があったのか、'69（S44）年春、新人第1号として入所。最初の労働事件がビル1Fの店仕舞いしたクラブホステスさん達の給与踏み倒し騒動。何かの折、六郷鉄橋辺りを歩いていて目に入ったバタヤ部落や、そこら中の空も水も汚いことに怒りの涙が出ていた。時代は活発な争議・市民運動に加え、急進派の街頭行動で蒲田も羽田も敷石剥がれる争乱の日々。'74（S49）年西口コタカビルに移転、表はいつも宣伝カーや雑踏の眠らない街で、それを実感しながら励んだが、麻雀やる諸君は尚のことかと。

'77（S52）年五反田（事）発足のあと、事務所はまた若手中心になったが、'78（S53）年ツユキビルの頃から続く拡大路線で手狭になり、'92（H4）年に東口公園向こうに、そして'97（H9）年に現在の東口駅前に。かの日々、資本論や主義論議はどこか映像がボヤケていたが、40年経って私らが蒲田駅東西をウロウロしてる間に、ボーダレスの挙げ句は人をモノ化してしまった原理原始資本主義が眼前展開する時代に。「規制するなら海外へ」と言う経営者、結託する政官諸君に愛国心の有りや?!と思うのである。

これまで20年、これから20年 | 佐藤（さとう） 誠一（せいいち）

第二東京弁護士会
1986年弁護士登録
（38期）

わが南部は、「不惑」といわれる40歳を迎えました。その後半の20年は、私のこれまでの弁護士経験とほぼ一致します。

私は1986年4月、南部で弁護士人生をスタートさせました。その年わが南部は18歳。血気にあふれ、傍若無人で小生意気な「やつ」ではなかったでしょうか。

成人式を迎え、壮年期に入ってから、わが南部はメンバーの出入りが重なり、やや不安定でした。不安定さを「くそぢから」で乗り切った気がします。

そして今「不惑」の年齢を迎えました。しかし、いにしえこそ40歳は「不惑」であったかもしれませんが、今の40歳は「惑い」にあふれる年齢ではないでしょうか。40歳を迎えたわが南部も「惑い」があふれているように思います。壮年期の不安定さ以上に乗り切ることに苦労がありそうです。

私の弁護士人生もあと20年あるでしょうか。とすれば今折り返したあたり。あと20年たつとわが南部は、「耳順」？そんな南部には魅力はなさそうですね。いくつになっても血気盛んな、そして「惑い」にあふれる南部こそに魅力がありそうですね。私も、なお血気盛んで、ますます「惑い」に満ちたこれからの弁護士人生20年を、ここ南部で過ごせれば、と思います。

40年後も ｜ 芝田 佳宜（しばた よしのり）

第二東京弁護士会
2005年弁護士登録
（58期）

2008年11月26日に起きたインド・ムンバイ同時多発テロで、超高級ホテルのタージマハル・ホテルが占領されたとのニュースを見て、何年か前に、このホテルの前で見かけた物乞いの少年のことを思い出しました。普通、人の足は腰から地面に向かって伸びていますが、この少年の足は違いました。万歳をした腕のように、腰から天に向かって伸びていたのでした。当然歩くこともできず、少年はスケートボードの上に腰を載せて、手で地面を押しながら移動していました。彼の地では、物乞いの家に生まれた子どもは、より多くの施しを受けられるようにと、親が子どものためを思って、あえてその子の体の一部を不自由にするという話を聞きました。きっとその少年の親も、深い愛情故に、生まれて間もないその少年の足の骨を折り、わざわざ逆向きに付けたのだと思います。彼の姿を見て「貧困は罪である」と改めてそう思いました。

右の話は極端に過ぎるにしても、この日本でも、国の施策により貧富の差が広がっています。40年後も、この東京南部法律事務所が、地域の皆さまに良質の法的サービス提供することはもちろん、より多くの人が幸せになれる世の中を実現する一助として、情報発信をし、活動の一翼を担う存在であり続けられるよう微力ながら尽力する所存です。

初心を忘れずに ― 杉尾 健太郎（すぎお けんたろう）―

第二東京弁護士会
2002年弁護士登録
（55期）

世知辛い世の中です。世界のいたる所で争いが繰り返され、武力で平和を創れないことは自明のことだと思われるのに、平和憲法を改悪しようと企む人がいます。企業の利益のために人を使い捨てることがまかり通り、明日をも知れぬ人たちが溢れています。何とかしたい、そう思います。

私は、自分が生きるこの社会を、自分、家族、友人たち、さらにその周りの人々が、人として当たり前に幸せに生きることのできる社会に少しでも近づけたい、そう思って弁護士を志しました。私個人にできることは微々たるものですが、皆さまと手を携えることで、きっと社会を良い方向に進めることができると信じています。そのために、微力を尽くします。この間、顧客の皆さま、地域の皆さまに支えられ、教えられ、ちょっとは成長できたと思います（人間としても、弁護士としても）。この場を借りてお礼申し上げるとともに、今後とも宜しくお願い申し上げます。

30年が経って ｜ 塚原 英治（つかはら えいじ）

第二東京弁護士会
1978年弁護士登録（30期）

弁護士になって30年以上が経過しました。最初の20年は、航空労働事件と司法問題への取り組みを軸に、前半10年は交通事件を中心にした刑事事件など、後半10年は学会へのデビューと市民オンブズマンの活動などが印象に残っています。

最近の10年は、司法改革・ロースクール設立への半専従的な関与と破綻金融機関の経営者責任追及が軸になっていました。

5年にわたったロースクールの専任教員としての生活も3月で終わります。全力疾走もきつい年になりましたので、残り10年ほどをどのように生きていくか、少し休みながら考えたいと思います。

ロースクールで育てた若い人たちや事務所の若手弁護士の力を借りながら、少しでも人々のお役に立てる仕事をしたいと思います。これからも事務所ともどもよろしくお願いします。

夢

長尾 詩子（ながおうたこ）

東京弁護士会
2001年弁護士登録
（54期）

今

おだやかな幸せを感じる時間は、2歳の長男の寝顔を見る時。

ふっくらしたほっぺ、パパ似の少し長めの繊細なまつげ、ママ似の丸い鼻、えくぼの残るぷくぷくの手…数えられないほどに、愛しい。

そんな長男の寝顔を見ながら、夢をみます。

この子がこれから歩いていく社会はどんな社会だろうと…。

おいしい空気、きれいな水、豊かな緑。

学ぶことが楽しいと感じることのできる学校。

友だちと助け合うことの素晴らしさを経験できる学校・地域。

生きている意味を感じることができる仕事。

共に支え助け合う仲間がいる職場。

男性も女性も仕事と家庭とを両立し、楽しんでいける社会。

人間らしい生活。

そして、誰も傷つけず誰も傷つけられない平和。

一市民として、母親として、弁護士として、そんな夢を少しでも現実にしていきたい。

職場にいる性的少数派

永野 靖（ながのやすし）

東京弁護士会
2000年弁護士登録
（53期）

昨

年出版された『聞きたい知りたい性的マイノリティ』（日本機関誌出版センター）という本に、性的少数派と法律に関する拙稿を掲載しました。この本を読むと、性的少数派はどこか遠いところにいる存在ではなく、あらゆる職場、学校、地域にいることがおわかりいただけると思います。

この本の編者はゲイで兵庫民医連職員です。東淀川民商の婦人部に所属するトランスセクシャルの方の自分史も掲載されています。そして、私も南部法律事務所でゲイであることを明らかにして仕事をしています。性的少数派の存在を心の奥底からストンと受け容れていただくためには、性的少数派の具体的な姿を示すことが必要だと私は考えています。性的少数派であることを明らかにしながら、一社会人として地道に仕事に取り組むこと。その積み重ねが大切なのだと考え、それぞれの現場でがんばっている仲間とともに、私も弁護士として日々の仕事に取り組んでいきたいと思います。

大きい鞄

早瀬 薫（はやせかおる）

第二東京弁護士会
2000年弁護士登録（53期）

事

務所は40周年。事務所設立当時まだ生まれていない私は、入所してから約8年。この間、日本航空運航乗務員就労義務不存在確認訴訟、JAL深夜業免除裁判、JAL客室乗務員監視ファイル裁判等に参加し、事務所外では、薬害肝炎訴訟に関わってきました。

家庭生活と職業生活の両立を目指した深夜業免除裁判の間に2人の子を出産し、以後仕事と家庭を両立してきたとはいうものの、仕事では時間的・物理的制約を受け、家庭では模範的な母親とはほど遠く、周囲の皆さんの理解・協力あってこその両立でした。

事務所、裁判所、弁護士会館、自宅と場所を選ばず仕事ができるノートパソコンは必要不可欠なアイテムで、大きい鞄を抱えて歩き回る日々です。

今後もしばらくは仕事と家庭の両輪のバランスが課題となりそうですが、「子どもの成長はあっという間」という諸先輩の言葉を頼り（？）に、微力ながら努力する所存ですので、宜しくお願い申し上げます。

沈黙と怒り ｜ 船尾 徹（ふなお てつ）

東京弁護士会
1970年弁護士登録
（22期）

昨年12月1日に放映されたABCニュースのインタビューで、ブッシュ前米大統領は、8年におよぶ在任期間をふりかえり、「大統領の職にあったなかで、最大の痛恨事はイラクの情報の誤りだった」と、イラク戦争の大義としていた大量破壊兵器が見つからなかったことを悔やんだそうだ。そして、「フセイン政権が大量破壊兵器を保有していないと知っていたら、イラク戦争は起きたのか」との質問に、「面白い質問だが、やり直しはできない。仮定で考えるのは難しい」と回答を避けたという。

無法な「予防戦争」を始めたことの責任、おおくの無辜のイラク市民を殺戮し、平和を軍事力で破壊し、やり直しのできない事態をつくりだしたことの反省は、ここには微塵もない。人間の生命を、生活を、なんだと思っているのだろうか。

グロテスクなほどの醜態をさらしているのはブッシュだけではない。イラクに自衛隊を派兵して参戦することを決定したこの国の元首相。これを支持した政治家とマスコミ。わけ知り顔で世論を誘導した識者。みな同じだ。彼らから反省の弁をついぞ聞いたことがない。沈黙を決め込んでいる。こうした無責任な暴走を許してしまった私たちの責任も大きい。しかし、いつまでも無責任の横行を許すわけにはいかない。そのために必要な怒りと行動をする法律事務所でありたい。

読書の楽しみ ｜ 堀 浩介（ほり こうすけ）

東京弁護士会
1996年弁護士登録
（48期）

弁護士になってはや13年が経過してしまいました。仕事に忙殺されて、ゆっくりと読書をする時間がないのが残念です。私の読書時間は、自宅から事務所までの通勤時間が主です。片道約1時間程度ですが、その間、読書を楽しんでいます。

雑読派ではありますが、歴史、社会、思想関連の本に興味があります。それと、アメリカ合衆国関連の本が好きで、結構買い漁っています。新聞の書評欄を見て、おもしろそうな本を見つけたり、東京地裁への行き帰りに、丸の内の丸善に立ち寄って、自身の知的好奇心を満足させてくれそうな本を探し出すのが息抜きになっています。

最近読んだ本でおもしろかったのは、みすず書房から出た『ヨーロッパ戦後史』（トニー・ジャット著）2巻本です。合計で1100ページぐらいになりますが、平易かつ具体的に記述されており、一気に読み進めることができます。ヨーロッパの戦後史にとって、ソ連の覇権主義の害悪がいかに大きかったかを改めて痛感させられました。グローバリゼーションが進展する中にあっても、先ず国民国家が、国内においては民主主義、国際関係においては内政不干渉を貫くことの大切さを痛感させてくれる本です。

事務所入所の74年春 ｜ 宮川 泰彦（みやがわ やすひこ）

第二東京弁護士会
1974年弁護士登録
（26期）

南部法律事務所を初めて訪れたのは、1973年11月だった。修習生仲間の某君に南部法律事務所を紹介するためだった。ところが翌74年4月には私が入所していた。

新人弁護士の私は、弁護士バッジをつけた以上は一人前として、74国民春闘の現場に行かされた。航空労働者の空港施設内でのデモ警備、国労蒲田・品川電車区の現場、日教組の国民春闘参加に対する弾圧回避への要請行動、埼玉教組の組織防衛活動など、金ピカの弁護士バッチをつけた私は現場に飛ばされた。品川区内の労組・民主団体は荏原警察に都教組品川支部に対する捜索をするなどの要請を展開していた。荏原警察は、その要請団を正面玄関から排除した。その中で、「品川母親連絡会」の穐本ヤスさん一人だけが何故か裏口から排除され、彼女は腕と心に傷を負った。その後、私が関わった初めての国賠訴訟「穐本国賠事件」となるのである。

入所の74年春は、労働運動、民主運動、政治運動などに対する警察権力の弾圧・干渉に抗する私の原点となっている。

この10年の間に

向武男（むかい たけお）

東京弁護士会
1965年弁護士登録（17期）

中学5年の冬、朝鮮の清津から留学していた学友Kが、治安維持法違反容疑で、教室から直接警察へ連行された。彼はそのまま帰ってこなかった。戦争が終わってすぐ、私は朝鮮に帰国前のKに会いに行った。彼は、警察に1年以上入れられて、ひどい目にあったと語った。私とKはお互いの時計を交換し、再会を約して別れた。

事務所創立30周年の「事務所ニュース」に、私はその彼に会いたいと書いた。すると、その「事務所ニュース」を読んだ方からだろうか、私宛に匿名のハガキが届いた。その友人Kは殺されていると書いてあった。そのことを名著『金玉均と日本』を書いた琴秉洞氏に話した。その君も昨年9月に逝き、四十九日も無事終えましたと奥さんの崔敏子さんから知らせがあった。

事柄によってではあるが、心を許して話せる相手が減っていくことはさみしい。

忘れられない一言

安原幸彦（やすはら ゆきひこ）

第二東京弁護士会
1977年弁護士登録
（29期）

一瞬でいいからエイズのことを忘れたい」。若くして血液製剤でエイズの原因ウイルスHIVに感染させられた血友病患者は、原告本人尋問の最後に「今何が望みですか」と問われて、こう答えました。被害の重さに法廷がシーンとなりました。

「どういう報復を覚悟すればいいですか」。中国「残留孤児」の皆さんに国家賠償訴訟の説明会を開いたときに、真っ先にあった質問です。中国で育った孤児にとって、国を相手に裁判を起こすということは報復を覚悟することだったのです。中国「残留孤児」国家賠償訴訟とはそういう訴訟でした。

「アンちゃんも苦労したんだね」。ハンセン病訴訟で勝訴したときに、原告の妹さんが言った言葉です。「も」という一言にこめられた妹の長い苦労を思い、その原告は涙が止まらなかったと言います。

弁護士という職に就いて32年が経過しました。今年も又こうした「忘れられない一言」に出会うでしょう。これが私たちの仕事の醍醐味です。

二〇年を経過して

山口泉（やまぐち いずみ）

東京弁護士会
1988年弁護士登録
（40期）

私どもの事務所が創立四〇周年をむかえることとなりました。私自身は事務所が二〇周年をむかえた年に入所しているので、二〇年を経過したこととなります。

四〇周年の記念の出版に取り上げさせて頂いている事件の中では、私自身が拙い執筆をさせて頂いた「空の安全裁判」―日本航空運航乗務員就労義務不存在確認訴訟とソニー厚木再雇用拒否事件のほかに、日本航空機長組合長時間乗務手当請求事件、成田労基署長事件の被災者の方の企業に対する民事損害賠償請求事件、スカイマーク損害賠償請求事件や破綻金融機関の責任追及を行った日債銀事件などに関与させて頂きました。

日本航空の運航乗務員に関する裁判で、会計学の研究者の方の証人尋問等を通じて、会計学の知見に触れさせて頂いたことなどが大変意義深いものでした。今後ともさらに研鑽を深めつつ諸事件等に取り組んで参りたいと考えている次第です。

事務所のあゆみ

東京南部法律事務所は、その名のとおり、東京の南部地域で働く皆さん、生活する皆さんに便利に利用していただけるよう蒲田の地で開業した事務所です。よりよい法律サービスの提供を目指すうち、弁護士も事務員も書類もだんだん増えて、この40年間に事務所を4回移転しました。

'74年コタカビル
（現パチンコ屋）
'78年ツユキビル
（現1階居酒屋）

お隣のパチンコ屋さんの音、お向かいのゲームセンターの音が渦巻く、にぎやかな事務所でした。

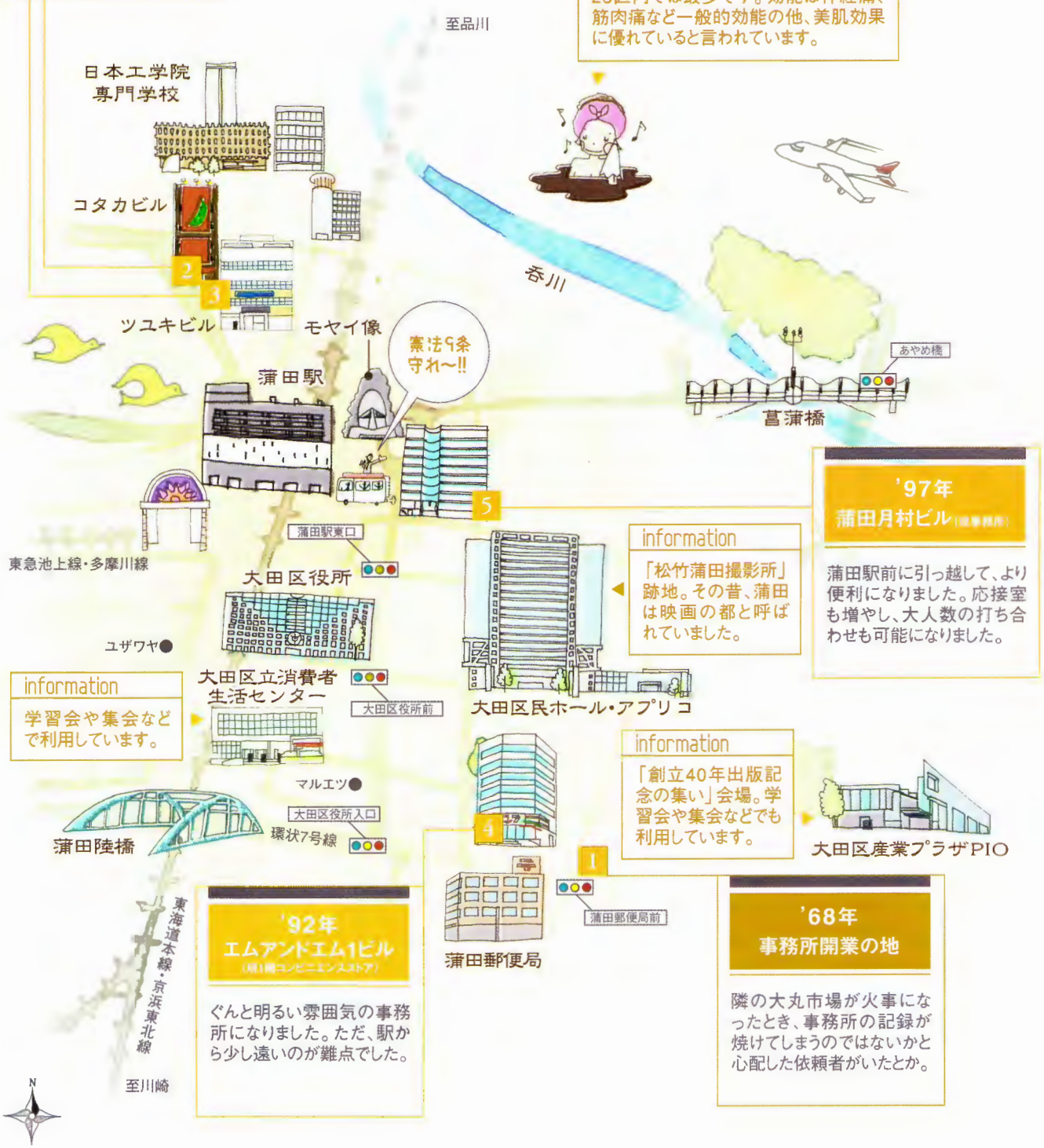

information

大田区には19の温泉（黒湯）施設があり、23区内では最多です。効能は神経痛、筋肉痛など一般的効能の他、美肌効果に優れていると言われています。

information

「松竹蒲田撮影所」跡地。その昔、蒲田は映画の都と呼ばれていました。

'97年
蒲田月村ビル（現事務所）

蒲田駅前に引っ越して、より便利になりました。応接室も増やし、大人数の打ち合わせも可能になりました。

information

学習会や集会などで利用しています。

information

「創立40年出版記念の集い」会場。学習会や集会などでも利用しています。

大田区産業プラザPIO

'92年
エムアンドエム1ビル
（現1階コンビニエンスストア）

ぐんと明るい雰囲気の事務所になりました。ただ、駅から少し遠いのが難点でした。

'68年
事務所開業の地

隣の大丸市場が火事になったとき、事務所の記録が焼けてしまうのではないかと心配した依頼者がいたとか。

～事務局のしごと～

私たちは、弁護士の補助という仕事だけでなく、悩みを抱えてご相談にいらしたお客様をまず一番にお迎えする”事務所の顔“として、大きな役割を担っています。どんなに経験を積んでも、そのことをしっかり心に置いて、ていねいで的確・迅速な対応が出来るよう、またお客様と弁護士とをつなぐ太いパイプ役となれるよう日々努めています。

チームワークでプロフェッショナル目指して

事務局の業務は、受付・外回り・会計に分かれます。受付は接客・電話応対、外回りは書類の作成や提出・戸籍の取り寄せ・相続調査・公正証書作成の立ち会い、また執行・登記・債務整理事件などの手続全般、会計は各費用の管理・入出金など、ほぼ毎日のように裁判所・法務局・区役所・銀行などを回っています。

また、地域の身近な法律事務所として、弁護士と一緒に平和や民主主義・人権を守る活動、貧困・格差などの社会問題にも多く取り組んでいます。

こういったことも生かして、お客様の悩みや気持ちを汲み取り、解決の糸口になればと願っています。法律事務所は、敷居が高いように思われがちですが、気軽に不安な気持ちを話してみてください。少しでも皆様のお役にたてるよう所員一同、協力しあって仕事を進めています。

01 お茶出し

畑田 真希子

喫茶店にも匹敵するくらい、毎日たくさんのお茶を入れます。当事務所のお茶はおいしいと評判です!

02 電話応対

中川 千栄子

一日に何百本という電話が鳴りますが、一つ一つ丁寧に、かつ臨機応変な対応ができるよう心がけています。

03 裁判所・法務局・役所 etc...

堀内 由美

裁判所では、訴訟や調停などの手続、書類の提出・受領、法務局では、登記の申請、不動産・商業登記簿謄本の取り寄せ、役所では戸籍謄本・住民票の取り寄せなど、弁護士18人18色の依頼をこなしていきます。様々な手続のための大切な資料を取り扱うため、迅速かつ慎重に。

04 打合せ

田村 幹彦

アシスタントとして、弁護士とお客様との打合せに立ち会うこともしばしば。実務のプロとして、弁護士がスムーズに業務出来るよう心がけています。

05 コピー

江口 奈保子

膨大な証拠資料、医療文献など、毎日大量のコピー作業があるため、時には機械がオーバーヒートすることも。大切な書類なので、慎重に扱います。

06 会 計

中野 明日香

弁護士18人、大勢のお客様のお金と、事務所全ての入出金を扱います。正確さとスピードが求められるので、常に細やかに気を配っています。

07 記録整理

西 英子

膨大な記録の整理・ファイリング、また出先からの指示にも対応出来るよう、管理には気を配ります。

08 掃 除

宮島 啓子

法律事務所の一日はここから始まります。皆様を気持ちよくお迎えできるよう心がけています。所員の業務の潤滑油ともなる大事な仕事です。

09 現地調査・執行

木村 秀幸

現地調査から、執行の一部始終に立ち会います。ドラマに見るような緊迫した場面に遭遇することも。

10 重い記録提出

泉 雅剛

緊急時にも、臨機応変に対応するのが事務局の仕事。時には大量な書類を裁判所等に提出に行きます。アメニモマケズ　カゼニモマケズ、どんな重たい荷物にも負けず、走ります!

昼休み

魔女の宴

当事務所の名物!　法律事務所には珍しく?和室があります。しかしここでは男性が近づけない?通称「魔女の宴」が開催されます。開催時間はお昼時。魔女達の笑い声にご注意!

東京南部法律事務所 年表

事務所を創立して40年の間に、様々な事件に取り組み、皆様とともに歩んできました。

年月	世の中の動き	事務所活動
1968 4	青梅事件控訴審で全員無罪の判決	★東京南部法律事務所開設
1969 2	東大安田講堂事件	□江崎グリコ、本多さん(不当配転・解雇1976年2月和解)
1		□立華学園(13名の不当解雇1971年11月和解)
3	最高裁、日教組勤評事件に無罪判決	
4		
11		□大田民商、村上一人さん国を相手に課税処分取消請求の訴訟提起
1970 2		□石井鉄工(分裂攻撃と2名の不当配転・解雇)
3	万国博覧会	◎労災職業病対策大田区共闘会議結成
7	東京地裁、教科書検定違憲判決	
10	チリ、アジェンデ大統領就任	□カコストロボ(倒産、更生会社となる)
1971 1		◎司法反動阻止大田区実行委員会結成総会
3	宮本裁判官、再任拒否	
6	最高裁、阪口修習生の罷免を決定	
9	沖縄返還協定調印	
11	司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議発足	
1972 3	新潟水俣病患者側勝訴判決	□大映(破産)
沖縄交渉の密約極秘電文暴露される		
4		◎司法の独立と民主主義を守る大田連絡会準備会発足(76年より連絡会となる)
6		□早川鉄工(倒産・全員解雇)
7	国鉄マル生反対闘争	
9	田中内閣発足	
11	メーデー事件、東京高裁で無罪判決	□石井鉄工、山名・小県さん(最高裁で解雇無効の判決確定)
12	辰野事件、東京高裁で無罪判決	□AGS(昇給・昇格差別)
1973 1		□早川鉄工(背景資本三井物産に責任をとらせて和解、協定成立)
最高裁、阪口元修習生の再採用を決定		□大田病院、園さん弾圧事件
2		□日本メールオーダー(一時金支給について生産性向上協力の差し違え条件)
3		□日本航空(昇給昇格差別)
4		□北辰電機(不当労働行為、差別、処分)
5	最高裁、全農林のストに対し有罪判決	□IAU(昇給昇格差別、不当配転)
小選挙区制(角マンダー)反対行動		□平野武男・よし子さん、大田立看板弾圧事件
		□日航乗員組合三役解雇勝利確定
		◎建築公害大田協議会結成
		★東京南部法律事務所5周年の集い

年月	世の中の動き	事務所活動
1980 8		□日航客乗(国際線ジャンボ機の乗員編成切下撤回を求める裁判)
9	福岡地裁、免田事件で再審決定、死刑執行停止の決定	□スモンの会全国連絡協議会、国・製薬会社と和解の確認書調印
12		□大森簡裁、大田立看板事件に有罪判決
1981 1		□日本航空(昇給昇格差別都労委勝利命令)
2		□シンガポール航空(不当解雇勝訴)
4	自民党、スパイ防止法案要綱決定	□中須製作所(破産争議終結)企業再開される
5		□英国航空(整備工の自殺を労災認定)
6	鈴木内閣発足	□平和島競艇(選挙活動に刑事弾圧)
7	モスクワ五輪(日本不出場)	□全日空(スチュワーデスの妊娠退職制撤廃)
11	アメリカ大統領にレーガン就任	
1981 3	最高裁、日産自動車女子差別定年制無効の判決を支持	□エールフランス航空(人員整理)
5		□道交法中村事件(標識裁判)無罪判決
7	東京高裁、百里基地訴訟で国側勝訴の一審判決を支持、控訴棄却	□道交法坂口事件(覆面パトカー)公訴棄却判決
		□ノースウェスト航空ホテル支部(刑事弾圧)
		□ノースウェスト航空(一時金仮処分差し違え条件)9月勝利決定
8		□パキスタン航空(ドライバー整理解雇)
9		□大田立看板事件、東京高裁無罪判決
10	北炭夕張炭鉱でガス突出93人死亡	□カコストロボ(争議全面和解成立)
		□業過林田事件(プロペラシャフト脱落事故)無罪判決
		□大田病院事件(戸別訪問)最高裁、上告棄却の判決
12	法務省、刑法改正の基本方針まとめる	□昭和重機製作所(自己破産、従業員全員解雇)
1982 2		□パキスタン航空(解雇撤回、復職の和解)
3	大森勧銀事件近田才典さん無罪	□ノースウェスト航空ホテル支部(解雇)
4	政府警察拘禁二法案を国会へ提出	□シンガポール航空(争議勝利解決、委員長職場復帰)
6	三井警察庁長官訓示	□パンアメリカン航空(整理解雇予告の効力停止仮処分勝訴)
7		□八重洲無線、渡辺さん(都労委勝利命令)
10	北炭夕張炭鉱閉山、全員解雇へ	□ノースウェスト航空レイオフ事件高裁判決(一部勝訴)
11	中曽根内閣発足	
12		□村上一人税金訴訟(一部取消の勝利判決)
1983 3	第二臨調最終答申	□北辰電機(暴力裁判、会社は原告の請求を認諾)
		□ソニー(褒賞裁判一審敗訴)
		□鶏の木名店街(再開発解決83年12月完成)北辰電機(争議全面勝利解決)

年月	世の中の動き	事務所活動
1987 12		□桂川精螺(賃金・昇格差別勝利和解争議解決)
1	売上税反対の運動で列島騒然となる	□山武ハネウェル(賃金昇格差別都労委申立)
2	霊感商法被害救済担当弁護士連絡会発足	□パンナム太平洋線、ユナイテッドに売却・移行
3	熊本地裁水俣訴訟勝利判決	□セガエンタープライゼス(製造部門の佐倉移転操業を強行、全金組合員17名に配転命令)
	横浜地裁米軍機墜落事故訴訟勝利判決	□沖電気(和解争議解決、70名の解雇撤回、35名は復職)
4	国鉄分割・民営化スタート	□芙蓉交通(立入禁止仮処分)
	売上税法案廃案	□インド航空(客室乗務員の若年定年制)
	警察拘禁二法案国会上程	□東京計器(工場移転、強制配転問題解決、栃木への配転者を29名から17名に削減)
5	朝日新聞阪神支局襲撃事件	□山武ハネウェル(配転・都労委申立)
		□セガエンタープライゼス(工場移転、配転問題和解、6名は羽田に残す)
6		□国労7電車区(配属差別・都労委申立)
7	東京高裁、横田基地公害訴訟飛行差止却下、損害賠償認める	□東京社会病院(闘争終結)
		◎水俣病大田連絡会結成
		□ノースウェスト航空部分スト事件、最高裁で逆転敗訴
8	東京地検緒方宅盗聴事件不起訴決定	
9	労基法改悪案成立	□国労新幹線支部(配属差別等、都労委申立)
11	全民労連発足	□港区青南幼稚園(日照仮処分)
	竹下内閣発足	□国労(組合事務所明渡訴訟)
	大韓航空機爆破事件	□鶴の木住宅組合(地上げ屋の脅迫行為等禁止仮処分)
		□ILO理事会、労働者派遣法は96号条約違反とならずとの決定
1988 2	日弁連会長選ー藤井英男氏当選	□国労新橋支部(配転・都労委申立)
4	リクルート疑惑発覚	□鶴の木住宅組合(仮処分和解)
5	自民党衆院本会議で警察拘禁二法の趣旨説明強行	□在日ソ連人の遺言をめぐる事件で全面勝利判決
		□千代田化工建設、越智さん(解雇無効仮処分)
6	第3回国連軍縮総会開催	□純中立労組懇、中労委労働者委員任命差別に取消訴訟を提起
		□雪谷民商、吉岡さん(課税処分取消訴訟)
		□国労東京地本(ボーナスの不当カット・都労委申立)
7	総評第79回大会 解散決定	□パーマ退学事件(生徒たる地位確認請求)
9	ソウル五輪	□横須賀じん肺訴訟(住友重機、首都圏で初の石綿じん肺訴訟)
		□東京高裁、緒方宅盗聴事件付審判請求抗告棄却
10		★東京南部法律事務所20周年のつどい
		★「土地建物の法律相談」(同文舘)を出版

1974
11 金大中事件発生
12 石油危機
4 初めての国民春闘
1 日教組に刑事弾圧
5 法制審、刑法全面改正を答申
8 ニクソン辞任
12 三木内閣発足
2 ベトナム戦争終結
4 ロッキード疑獄
11 スト権スト
12 モントリオール五輪
7 福田内閣発足
2 えん罪の那須さん無罪の再審判決
1977
4 円高騰
6 最高裁、全逓名古屋中郵のストに刑事罰の判決
5 日航機クアラルンプールで墜落
8 医療問題弁護団結成
9 成田空港開港
10 大平内閣発足
2 沖電気指名解雇
1978
6 政府、元号法案を国会へ上程
5 東京サミット
2 1979

□エールフランス航空（スチュワーデスパリ移籍拒否解雇）
□日航乗員組合・運乗組合統一達成
□ノースウェスト航空、パンアメリカン航空（争議禁止仮処分）
★事務所蒲田駅西口のコタカビルに移る
□メールオーダー・内藤さん（不当解雇）
□北辰電機（暴力事件損害賠償請求訴訟提起）
□北辰電機の暴力事件現地調査中の弁護士船尾徹に対し暴力が加えられる
□渡辺製鋼（破産・全員解雇）
□春日電機（12名の不当解雇）
□AGS（腰痛損害賠償請求）
□ソニー（褒賞休暇請求権行使仮処分勝訴）
□日航客乗（シンガポール・バンクーバー線仮処分）
□日航客乗組合に分裂攻撃
□シンガポール航空、阪上委員長不当解雇
□八重洲無線、渡辺さん（不当解雇）
□北辰電機（昇給昇格差別救済命令）
□英国航空（減便を理由とする整理解雇）
□パンアメリカン航空（ロックアウト賃金請求）
□渡辺製鋼（全員解雇反対闘争に勝利、80名が就労）
□春日電機（不当解雇された12名全員の職場復帰）
□日本航空客室乗務員組合（新人スチワーデスへの脱退工作、不当労働行為）
□中須製作所（破産、地位保全）
□桂川精螺、都労委勝利命令
□パンアメリカン航空（ストを理由に損害賠償請求）
□日本航空客室乗務員組合（腰痛職業病認定）
□サラ金の取立禁止の仮処分
□AGS、都労委和解
★事務所西蒲田のツユキビルに移転
□東京スモン訴訟で東京地裁が製薬全社と国の責任を認定する判決
□日本航空（クアラルンプール墜落事故、損害賠償請求）
★東京南部法律事務所開設10周年のつどい
□人違い監置事件発生
□カコストロボ（全面閉鎖、全員解雇）
□パンナム（配転命令事前差止処分）

1984
5 国鉄再建管理委員会設置法成立
6 参議院選挙初の比例代表制
7 再審裁判「免田事件」に無罪判決
10 田中元首相第一審で有罪判決
11 警察拘禁二法案廃案
12 第二次中曽根内閣発足
5 ロサンゼルス五輪
9 健康保険法改悪―本人一割負担導入
10 政党法制定の動き
12 ヒロシマ・ナガサキからのアピール発表
2 男女雇用機会均等法成立
3 自民党、国家機密法案を提出
5 徳島ラジオ商殺し事件再審無罪判決
6 労働者派遣法成立
7 日航ジャンボ機、群馬県の山中に墜落
8 政府、中期防衛力整備計画決定
9 軍事費GNP1％突破へ
11 国家機密法廃案
12 東京高裁、教科書検定合憲判決
3 国鉄分割・民営化法案国会提出
8 国労修善寺大会、「労使共同宣言」否決
10 日本共産党緒方国際部長宅電話盗聴発覚
11 国鉄分割・民営化法成立

□東京社会病院（倒産解雇、労働組合結成）
□昭和重機（勝利和解）
□日本航空（ニューヨーク線の違法な業務命令拒否）
□桂川精螺（組合脱退工作、仕事差別、解雇勝利判決）
◎ワンルームマンション反対同盟結成
★東京南部法律事務所15周年のつどい
★船尾徹、自由法曹団事務局長就任
□大森精工機（都労委和解）
□ノースウェスト航空ホテル支部（刑事弾圧事件に一部無罪判決）
□日本メールオーダー（一時金差別事件、最高裁で逆転勝利判決）
□スイス航空・堀さん（職業病解雇勝利判決）
★清見栄、総評弁護団総括事務局就任
□日本航空（中労委10億円差別救済命令）
□日本航空、佐藤賀子さん（懲戒処分無効確認請求事件全面勝訴）
◎国鉄「分割・民営化」反対・国民のための国鉄をつくる大田連絡会結成
★「相続贈与の法律相談」（同文館）を出版
□八重洲無線、渡辺さん（解雇勝利和解）
□ケット科学研究所（解雇―9月勝利復職）
□東京航空クリーニング石塚さん（不当解雇―86年1月和解）
□少年冤罪草加事件、6人の少年逮捕
□国家機密法阻止大田区連絡会結成
□東京計器（名誉回復裁判勝利判決）
□全港湾・自交総連など27組合、労働者派遣法がILO96号条約違反であるとしてILOに提訴
□池上駅ビラまき弾圧事件
★「結婚・離婚の法律相談」（同文館）を出版
★山川豊、総評弁護団総括事務局就任
□国労新橋支部（テレビ搬出禁止仮処分）
□国労東京運転区分会（人活センター訴訟、業務命令効力停止仮処分）

1989
1 昭和天皇死去（昭和→平成）
4 消費税実施・税率3％
6 宇野宗佑内閣発足
8 天安門事件
海部俊樹内閣発足
10 坂本弁護士一家が行方不明
11 ベルリンの壁崩壊
日本労働組合総連合会発足
1990
2 アジア・太平洋法律家会議
7 イラク軍クウェート侵攻
8 ドイツ・国家統一回復
10 国連平和協力法案提出
11 即位の礼
沖縄県知事選・大田昌秀氏当選
1991
1 多国籍軍イラクに攻撃開始
2 湾岸戦争
3 米大統領選ブッシュ当選
4 税制改革6法案（消費税導入）成立
6 統一労組懇運動
12 竹下登改造内閣発足
1992
1 ボスニア内戦状態
4 PKO協力法可決
5 バルセロナ五輪
6 アメリカ大統領選、クリントン（民主党）圧勝
7 宮沢内閣不信任案可決、衆院解散
8 細川護熙連立内閣発足
11 小選挙区制法案など衆院で強行採決
12 ガット ウルグアイラウンド最終合意
1993

◎水俣病大田連絡会結成総会
◎大型間接税反対大田連絡会
□桂川精螺（昇格差別反対闘争勝利）
□AGS（腰痛裁判勝利判決）
□トキメック（賃金昇格差別事件都労委提訴）
□ユーゴスラビア内戦突入
□自由法曹団70周年
□ソ連消滅宣言
□EU創設へ
◎大田労連発足
□エアインディア判決
★坂井興一、東弁副会長就任
★自衛隊海外派兵反対大田連絡会発足
★事務所蒲田東口のエムアンドエム1ビルへ移転
□雪谷民商吉岡さん（税金裁判、課税処分の半額を返還させる勝利判決）
□ハザマ贈賄額返還を求める株主代表訴訟提訴
□ノースウェスト航空（整備士橋本さん解雇事件完全勝訴、職場復帰）
□山武ハネウェル（賃金昇格差別勝利解決）

年月	世の中の動き	事務所活動
1994 4	小選挙区制可決	□渡辺製鋼（倒産全員解雇）
3	細川首相株取引疑惑で辞任	
6	羽田孜（新生党）を選出	
	松本サリン事件発生	
8	村山富市連立内閣発足	
9	緒方盗聴事件、東京地裁判決、警察関与の組織的犯罪と認定	◎不況打開大田実行委員会結成
		□スカンジナビア航空解雇事件
1995 1	阪神大震災	
3	地下鉄サリン事件	
6		□洗心保育園（生休無給化に反対する支援共闘会議）
9	関西電力裁判、上告棄却	★海部幸造、青年法律家協会弁護士学者合同部会、事務局長 就任
10	沖縄女子小学生が米兵に乱暴される	
	沖縄県民総決起集会	
1996 1	橋本龍太郎内閣発足	
2		□スカンジナビア航空（解雇事件、東京高裁勝利和解）
3		□東京HIV訴訟和解成立
		□洗心保育園（都労委和解成立、10月協定締結）
4		□常磐じん肺訴訟全面解決
5		◎KBKビル購入、区役所移転反対「区民投票条例」を求める直接請求
		□水俣病国賠訴訟全面解決
7	アトランタ五輪	□東京大気汚染裁判提訴
1997 1		□アリタリア航空解雇事件（仮処分勝利和解職場復帰）
3	三井三池鉱閉山	◎「女子保護」規定撤廃を許さない大田の会結成
4	消費税5%に	★塚原英治、二弁副会長就任
5	神戸須磨区少年殺人事件	□天竜交通（広田さん、クモ膜下出血労災申請、98年5月労災認定）
7		□第一勧銀（総会屋への利益供与につき株主代表訴訟提訴）
8	家永教科書裁判最高裁判決	★事務所蒲田月村ビルに移転
9	日米新ガイドライン	
11	北海道拓殖銀行破綻、山一証券自主廃業	◎労働法制全面改悪に反対する大田連絡会結成
12	韓国大統領選・金大中当選	
1998 6		★東京南部法律事務所開設30年記念～写真展・スライド&トーク～21世紀への伝言「原爆が落とされた日」
7	小渕恵三内閣発足	◎新ガイドラインとその立法化に反対する大田連絡会結成
9	有事立法（米軍支援法、日米物品役務相互提供協定、機雷除去、PKO協力法の改悪など）	

年月	世の中の動き	事務所活動
2001 8	シドニー五輪	□日本航空（客室乗務員岩本さん労災認定を求めて提訴）
12	出資法上限金利引き下げ	
2	米大統領ブッシュ就任	
3	日航機ニアミス事故	
	えひめ丸、米原子力潜水艦と衝突	◎市民の司法を実現する大田の会
	つくる会教科書	
4		□トキメック（都労委和解）
5	小泉純一郎内閣発足	◎「間違った歴史・公民教科書を子どもたちに使わせない大田の会」結成
	ハンセン熊本地裁判決、国控訴断念	
6	司法制度改革審議会最終意見	
	テロ特措法等成立	
8		□つくる会教科書、大田区で不採択
9	アメリカ同時多発テロ	□セガ（争議全面解決）
	米軍アフガニスタンへ報復戦争開始	
2002 1	司法改革推進本部設置	
3		□京王バス（就業規則不利益変更無効を求めて提訴－04年勝利和解）
4	有事三法案国会上程	□薬害ヤコブ訴訟全面解決
5		□大森精工機（民事再生）
6	日韓ワールドカップ開催	◎東京大気汚染裁判大田連絡会結成
		□JAL客乗（メールボックス、都労委勝利命令－会社側7月提訴、10月和解）
10	「自由法曹団物語」出版	□新潟鉄工（管理職退職金請求）
12		□東京大気汚染公害裁判（第1次訴訟の判決）
2003 3	米英軍イラク攻撃開始	□薬害肝炎集団訴訟提訴
6	有事三法成立	□預金過誤払第1次集団訴訟
	労働者派遣法「改正」	□中国「残留孤児」国賠訴訟提訴
7	イラク特措法成立	
10	都教委、日の丸君が代10・23通達	□原爆症認定集団訴訟始まる
12		□JAL機長（長時間乗務手当裁判勝利判決）
2004 1	日の丸君が代予防訴訟	□JAL乗員（勤務基準不利益変更無効高裁判決）
	厚労省「今後の労働契約法制のあり方に関する研究会」	
3		◎中国「残留孤児」を支援する大田の会結成
4	JAL・JAS統合	◎京急バス労組結成
		◎教育基本法を守り生かす大田の会結成
6	九条の会アピール発表	□堀越事件（ビラまきで起訴）
		□日本航空（乗員勤務基準不利益変更無効判決・第2陣）
		★塚原英治、早稲田大学法科大学院教授就任
		★佐藤誠二弁副会長就任
		□関西興業（争議解決）

年月	世の中の動き	事務所活動
2007 5	国民投票法案国会上程	□日本航空CCU（不当労働行為救済都労委申立）
	教育基本法「改正」国会上程	□日商石油（山田さん争議解決）
		□JALメンテナンスサービス、栗田さん（再雇用拒否事件和解）
6		□堀越事件（罰金10万執行猶予2年の有罪判決）
9	安倍晋三内閣発足	□日の丸君が代予防訴訟（東京地裁、強制は違憲との画期的判決）
10	JALI・JALJ社化	◎アスベスト被害対策大田連絡会結成
	司法支援センター発足	□南アフリカ航空（解雇事件和解）
11	教育基本法「改正」衆院強行採決	□日本航空（客室乗務員岩本さん労災事件、東京高裁勝利判決）
	残留孤児神戸地裁判決	
2		□中国「残留孤児」（国賠訴訟東京地裁敗訴判決）
1	原爆症名古屋判決	□日の丸君が代処分撤回提訴
		□東京生存権裁判提訴
		□大森クローム（未払賃金請求和解）
		□スカイマーク（損害賠償請求勝利判決）
3		□原爆症認定集団訴訟（東京判決）
		◎生存権裁判を支える大田の会結成
		□薬害肝炎（東京地裁勝利判決）
		□日本航空（深夜業免除裁判判決）
		□最高裁遺族年金近親婚にも受給認める
4		□本多史和さん（残業代未払事件1審勝利判決）
5	国民投票法強行採決	
6		□ソニー（厚木再雇用拒否仮処分申立－11月27日和解）
		□君が代不起立解雇裁判敗訴判決
		★「労働組合Q&A第2版」（日本評論社）出版
7	中国「残留孤児」新支援策策定	
8		★「相続・贈与Q&A」（日本評論社）出版
		□東京大気汚染公害裁判（東京高裁和解）
9	福田康夫内閣発足	
	郵政民営化	
10		□日本航空（客室乗務員監視ファイル事件、損害賠償請求提訴）
11		□SAS本田さん解雇労働審判（職場復帰）
2008 1	原爆症の新基準・認定拡大	★「結婚・離婚Q&A」（日本評論社）出版
		□マクドナルド（高野さん店長は非管理職、残業代支払い命令判決）
		□日の丸君が代訴訟、東京地裁再雇用拒否は違法の判決
2		□日本航空CCU（都労委勝利命令）
3		□横浜事件（最高裁・免訴決定）
4	名古屋高裁、イラク派兵違憲判決	

｜ もと所員 ｜

弁護士	在籍期間	現 在
小池 通雄	68年 4月～82年 7月	（ご逝去）
市来 八郎	68年 4月～77年 9月	（ご逝去）
松井 繁明	68年 4月～72年 6月	都民中央法律事務所
亀井 時子	69年 1月～77年 9月	五反田法律事務所
大川 隆司	**70年10月～77年 9月**	**大川隆司法律事務所（横浜）**
小林 和恵	71年 4月～76年 3月	（ご逝去）
澤藤 統一郎	71年 4月～77年 4月	澤藤統一郎法律事務所
清水 順子	71年 4月～78年 3月	
村野 守義	72年 4月～90年 3月	村野法律事務所
阪口 徳雄	73年 4月～81年 2月	あさひ法律事務所（大阪）
川上 耕	73年 4月～78年 4月	川上耕法律事務所（新潟）
山本 政明	76年 5月～77年 9月	山本法律事務所
斉藤 誠	78年 4月～78年 9月	弁護士法人斉藤法律事務所
勝山 勝弘	80年 4月～93年 7月	勝山法律事務所（横浜）
色川 雅子	80年 4月～01年 3月	いろかわ法律事務所
須網 隆夫	81年 4月～90年 7月	弁護士法人早稲田大学リーガルクリニック
山川 豊	81年 4月～97年 8月	（ご逝去）
則武 透	93年 4月～99年10月	岡山合同法律事務所（岡山）
三田 恵美子	97年 4月～99年11月	さくら法律事務所（福井）

事務局	在籍期間	現 在
福田 義之	68年 4月～92年12月	
小林 紀枝	68年 4月～75年 5月	（ご逝去）
西 勝男	68年10月～77年 9月	
小塙 イツ子	69年 1月～78年12月	
矢野 麗子（旧姓 岡村）	70年 4月～72年 3月	
石井 洋子	70年12月～81年12月	（ご逝去）
肘井 博行	71年 1月～75年 3月	肘井博行法律事務所（札幌）
一重 孝子（旧姓 加藤）	71年 4月～75年 3月	
石橋 昭雄	72年 3月～93年 8月	
佐藤 正子	72年 4月～73年11月	
平野 均	73年 9月～81年 5月	
三浦 恒美	74年 6月～76年 9月	
本多 良男	76年 2月～01年 2月	
吉川 輝子	79年 1月～04年 7月	
前田 裕子	81年11月～95年 7月	
三橋 伸子	88年 4月～92年 8月	
山崎 精一	92年12月～97年 7月	
伊藤 雄一	95年 4月～01年 3月	
高見 まゆる	95年 4月～97年 3月	
中村 美紀（旧姓 森本）	97年 5月～01年 7月	
永井 佐代子	05年 9月～08年 3月	

1999
4 労働法制改悪（有期雇用契約（3年）、裁量労働制、変形労働時間制、派遣労働の拡大）
3 石原都知事誕生
整理回収機構発足
8 憲法調査会設置
7 国歌国旗法成立
6 産業再生法成立
10 育児介護休業法
9 司法制度改革審議会設置
11 憲法調査会審議始まる
2000
2 個人再生手続
4 森喜朗内閣発足
6

□ハンセン病（国賠東京地裁提訴）
★「労働契約Q&A」（日本評論社）出版記念のつどい
□JAL客乗（女性少年室調停申立）
◎薬害ヤコブ病大田支える会結成
★「労働組合Q&A」（日本評論社）出版
□関根医療事故裁判勝訴
□セガ（酒井さん解雇無効の仮処分決定）
□メトロニクス（倒産争議終結）
□JAL乗員（勤務基準不利益変更無効判決・第1陣）
□少年冤罪草加事件（最高裁判決I東京高裁の有罪判決を破棄差戻I02年東京高裁無罪判決）
◎司法改革100万人署名とりくみ
□第一勧銀（株主代表訴訟和解）
□ちかん冤罪大田事件（無罪判決）
□トキメック（希望退職200名）
★海部幸造、青年法律家協会弁護士学者合同部会、議長就任

2005
4 厚労省厚労省ホワイトカラーエグゼンプションの導入検討の導入検討
3 アテネ五輪
10 新潟中越地震
7

□横浜事件（再審認める）
□南大井マンションビラ入れ事件（不起訴）
□日商石油（山田さん、都労委勝利命令）
□日本航空（乗員勤務基準不利益変更無効、全面勝利解決）
□フィンランド航空（解雇事件和解）
◎弁護士9条の会・おおた結成
□世田谷国公法弾圧事件（ビラまきで厚労省職員の宇治橋さん逮捕）
□日本航空（機長長時間乗務手当裁判和解）
★海部幸造、日本民主法律家協会事務局長就任
□日本航空（客室乗務員岩本さん労災事件千葉地裁勝利判決）
◎大田九条の会結成
★堀 浩介、日本労働弁護団事務局長就任
□タクシー労働者（国交省通達、大口利用者チケット割引認可処分の取消を求めた訴訟I08年5月敗訴判決）
□大森クローム（都労委申立）

2006
4 労働審判制度始まる
12
11 自民党新憲法草案
10
9 布川事件土浦支部再審開始決定
7
6
5

2009
3
12 日比谷公園年越し派遣村
11
10 アメリカ金融破たん
アメリカ初の黒人大統領オバマ氏当選
9 麻生太郎内閣発足
8 北京五輪
6 布川事件東京高裁再審開始決定
5

★「労働契約Q&A第3版」（日本評論社）出版
□本多史和さん（残業代未払東京高裁勝利判決）
□東京生存権裁判不当判決
□世田谷国公法弾圧事件（罪金10万円の有罪判決）
□痴漢えん罪沖田事件（加害認めた判決破棄差戻）
□セイコーシュエリー（会社解散・解雇、勝利和解）
□JALメンテナンスサービス（65歳雇い止め・仮処分申立）
★創立40年出版記念のつどいドキュメント「裁判と人権」～労働者・市民とともに（日本評論社）出版

Tokyo Nanbu Law Office Publications

書籍案内

東京南部法律事務所では、業務の蓄積に基づき、日常生活に役立つ様々な本を出版しています。
購読をご希望の方は、
当事務所、お近くの書店、または出版社にご注文ください。

東京南部法律事務所
創立40周年記念出版

ドキュメント裁判と人権

「かけがえのない権利・自由を守り、人間の尊厳を確立するために、
労働者・市民とともに闘った記録」

第1章　労働者の権利を守って「空の安全裁判」他
第2章　思想信条の自由・政治活動の自由を求めて
「学校に自由の風を」他
第3章　医療事故・薬害・公害「患者側弁護士の役割」他
第4章　戦争被害「日本に帰って本当に良かったと言えるために」他
第5章　えん罪との闘い「ぼくらの汚名を晴らしたい」他
第6章　市民・消費者の立場から
「企業活動の健全化と市民の役割」他

ドキュメント裁判と人権
労働者・市民とともに（日本評論社・2009年3月刊）
定価　2,100円+税

2009
3.20発売

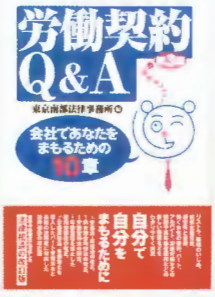

労働契約Q&A
会社であなたをまもるための10章
（日本評論社）
定価　2,800円+税

労働組合Q&A
会社でみんなをまもる11章
（日本評論社）
定価　2,200円+税

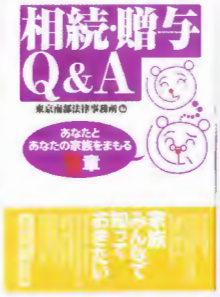

相続・贈与Q&A
あなたとあなたの家族をまもる9章
（日本評論社）
定価　2,200円+税

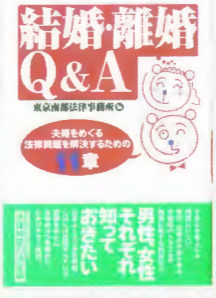

結婚・離婚Q&A
夫婦をめぐる法律問題を
解決するための11章
（日本評論社）
定価　2,200円+税

東京南部法律事務所
〒144-8570 東京都大田区蒲田5丁目15番8号
蒲田月村ビル4階
FAX. 03(3734)1584

□お問い合わせ
☎03-3736-1141（代）
営業時間 10:00～19:00（月～金）/10:00～17:00（土）
※土曜日は休業の場合もございます。

□ホームページアドレス
www.nanbu-law.gr.jp
※当事務所のさらに詳しい情報は、ホームページをご覧ください。